

和歌山県監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月22日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

| 監査対象機関 | 監査実施年月日 |
|---------|-----------|
| 知事直轄 | 令和5年8月21日 |
| 総務部 | 〃 |
| 企画部 | 令和5年8月24日 |
| 環境生活部 | 令和5年8月23日 |
| 福祉保健部 | 令和5年8月22日 |
| 商工観光労働部 | 〃 |
| 農林水産部 | 〃 |
| 県土整備部 | 令和5年8月21日 |
| 会計局 | 令和5年8月23日 |
| 県議会事務局 | 〃 |
| 人事委員会 | 〃 |
| 労働委員会 | 〃 |
| 選挙管理委員会 | 令和5年8月21日 |
| 監査委員 | 令和5年8月24日 |
| 教育委員会 | 令和5年8月21日 |
| 公安委員会 | 令和5年8月23日 |

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

県土整備部

ア 道路建設課

(ア) 長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事について、覆工コンクリートに空洞が存在し、厚さが不足している施工不良が判明した。

当該工事について、段階確認が不十分であったことに関する検証を含め、施工不良の原因究明を徹底して行い、今後このような事態が生じることのないよう、再発防止に万全を期されたい。

また、工事請負契約における施工不良に伴う契約不適合等については、当該契約に基づき適切に対応されたい。

(2) 注意事項

知事直轄

ア 広報課

(ア) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

総務部

ア 総務課

(ア) 弁護士に対する報酬・料金において、源泉徴収税額の算定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

企画部

ア 国際課

(ア) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったなので、適正に処理されたい。

イ 移住定住推進課

(ア) 昨年度に引き続き、旅行命令すべきところを外出承認でしている事例があったので、適正に処理されたい。

環境生活部

ア 環境生活総務課

(ア) 令和3年度自然環境整備交付金（国立公園整備事業）の交付申請において、必要な変更交付申請を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 環境管理課

(ア) 旅費の支出において、通勤自動車等調整額の調整を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 青少年・男女共同参画課

(ア) 備品購入費の支出負担行為について、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

福祉保健部

ア 子ども未来課

(ア) 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に管理されたい。

イ 医務課

(ア) 補助金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 健康推進課

(ア) 郵便切手類使用簿について、3月末に購入された枚数が記載されず、誤った枚数のまま、複数職員による現物確認を行っていたので、適正に処理されたい。

商工観光労働部

ア 商工観光労働総務課

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 産業技術政策課

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

農林水産部

ア 果樹試験場

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

イ 畜産課

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。(紀北家畜保健衛生所)

(イ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、事後に利用区間の記入がなされていた事例があったので、適正に処理されたい。(紀北家畜保健衛生所)

ウ 林業振興課

(ア) 普通財産の貸付けに係る貸家料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

県土整備部

ア 道路保全課

(ア) 収入更正一覧表(収入調定票)において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表(事後受入)について、帳票の出力及び決裁がなされていないので、適正に処理されたい。

イ 河川課

(ア) 河川敷地の不法占用については、令和4年度末で9件あることから、引き続き不法占有者に対して厳正に対処されたい。

また、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

(イ) 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については、取得時効の成立に至ることのないよう厳正に対処するとともに、新たな不法占用を防止するため定期的なパトロールを実施されたい。

また、案件ごとに適切な早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。

(ウ) 建設工事請負契約において、契約保証のための金融機関等の保証書等の受理前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 砂防課

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

エ 都市政策課

(ア) 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 公共建築課

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 港湾空港振興課

(ア) 昨年度に引き続き、夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 南紀白浜空港の利用に関する調査業務委託について、変更契約により増額となった契約保証金の受入手続が遅延していたので、適正に処理されたい。

- (ウ) 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。
- (エ) 歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表（事後受入）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (オ) 収入更正一覧表（収入調定票）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (カ) 和歌山県和歌山マリーナ（ディングーマリーナ）維持運営管理委託業務仕様書に定める和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第11条に基づく維持管理に関する業務の一部がなされていなかったにもかかわらず、委託料の支払を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

教育委員会

ア 総務課

- (ア) 行政財産の使用許可において、使用料の算定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。（県立近代美術館分）
- (イ) 行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定めのない理由により納期限の延長を承認している事例があったので、適正に処理されたい。

公安委員会

- (ア) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。
- (イ) 自動車任意保険加入引受の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。